

EV・PHEV・FCV 車両助成金申請 申請書類チェックリスト

<個人・個人事業主申請>

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	チェック	提出書類	備考
1		助成金交付申請書 (第1号様式)	申請書を印刷し、郵送で申請する場合 (オンライン申請の場合は、No2以降の書類をPDFや画像データ(写真等)でご用意ください。) ・ホームページからダウンロード(第1号様式「その1」「その4」「その5」) その1…申請者情報 その4…販売店担当者情報、申請車両情報、申請金額 その5…誓約書
2		請求書等	コピー ・請求書、納品請求書、注文書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること ・CEV補助金の対象車種一覧に記載されている 車名・グレード が確認できること (印字されていない場合は、手書きでも可) ・車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること ・下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること(リサイクル預託金相当額通知書でも可)
3		領収書等	コピー ・宛名が申請者と同一名義であること ・請求書に記載された 全額分の領収書 が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 ・ 車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合 、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。 ・振込のため領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可(依頼人・受取人・日付・金額の記載があること)
4		自動車検査証	コピー または PDF ・初度登録(新規登録)時のものを提出すること ・申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のみで可 ・複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるので、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること 【電子車検証情報の提出方法】 ※2023年1月4日以降に初度登録された車両は電子車検証へと切り替わる。 電子車検証に関する書類については、手続きの手引き(4.電子車検証フローチャート)を参照 車検証閲覧アプリから自動車検査証記録事項をダウンロードして提出 郵送の場合 ・自動車検査証記録事項を印刷し提出 オンライン申請の場合 ・自動車検査証記録事項(PDF)を添付し提出
5		住民票または 印鑑証明書	原本または コピー 申請者が個人・個人事業主の場合に必要 ・マイナンバーが記載されていないこと。または、黒塗りされていること ・申請受付日から 3か月以内 に発行されたものであること ・ 運転免許証で代用はできません。
6		東京都の開業届、 納税証明書、確定 申告B(控え)	原本または コピー 申請者が個人事業主で住民票(もしくは印鑑証明書)に東京都内の住所の記載がない場合に必要 以下のいずれか ・東京都の開業届 ・個人事業税納税証明書(完納している直近の事業年度のもの) ・確定申告B
7		再エネ 100%電力 メニューを契約 していることが わかる書類等	コピー 再エネ電力導入による増額申請を行う場合 ・契約書の写し、検針票の写し、提供事業者のwebページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。契約者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせ可。 ①電気の供給先が、車両の自動車車検証の住所と一致していること →一致していない場合、導入住所と 車庫証明書もしくは保管場所通知書 の保管場所位置が一致しており、使用の本拠の位置が車検証と一致していれば可 ②小売り電気事業者等と契約締結済であること(申込書など申込みの状態では申請不可) ※既に契約している電力メニューが本補助の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はない。

EV・PHEV・FCV 車両助成金申請 申請書類チェックリスト

8	太陽光発電システムの設置状況がわかる書類等	コピー	太陽光発電システム設置による増額申請を行う場合 ・出力対比表、太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）、国や都等発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定書（写し）、売電明細等、接続契約のご案内（写し）、系統連携協議依頼書の控え（写し）など。所有者名が一致しているなど、紐づけができれば複数の書類を組み合わせ可。 ① 発電出力が初度登録に合わせた出力があること <table><tr><td></td><td colspan="2">必須発電出力</td></tr><tr><td>初度登録年月日</td><td>EV・PHEV</td><td>FCV</td></tr><tr><td>初度登録日 R5 3/31 以前</td><td>3kw 以上（2.995Kw 以上）</td><td>-</td></tr><tr><td>初度登録日 R5 4/1 以降</td><td colspan="2">2kw 以上（1.995Kw 以上）</td></tr></table> ② 太陽光発電システム設置場所が、車両の自動車車検証の住所と一致していること。 → 一致していない場合、導入住所と車庫証明書もしくは保管場所通知書の保管場所位置が一致しており、使用の本拠の位置が車検証と一致していれば可 ③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議の IEC61215-1 PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていること。 ※手続きの手引きに詳細記載		必須発電出力		初度登録年月日	EV・PHEV	FCV	初度登録日 R5 3/31 以前	3kw 以上（2.995Kw 以上）	-	初度登録日 R5 4/1 以降	2kw 以上（1.995Kw 以上）	
	必須発電出力														
初度登録年月日	EV・PHEV	FCV													
初度登録日 R5 3/31 以前	3kw 以上（2.995Kw 以上）	-													
初度登録日 R5 4/1 以降	2kw 以上（1.995Kw 以上）														
9	その他公社が必要と認める書類		・必要に応じて公社から求められた場合に提出												

＜リースの借主として申請する場合＞

リース契約の場合は、原則リース事業者が申請してください。
ただし、以下の場合においてはリースの借主からの申請が可能です（②については借主からの申請のみ）。

① 申請者が再エネ電力導入による増額申請を行う場合 ※転リースの場合は、1 次貸与先・2 次貸与先のそれぞれのものが必要

② 申請者が太陽光発電システム設置による増額申請を行う場合
↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	チェック	提出書類		備考												
12		リース契約書	コピー	・申請者及びリース事業者双方の印があるもの ・リース料金から助成金額以上が差し引かれていないことがわかるもの												
13		貸与料金の算定根拠明細書	第 9 号様式	・ホームページからダウンロード ・リース契約書で助成金額以上が差し引かれていないことがわかり、かつ、契約書に申請者及びリース事業者双方の押印がある場合は省略可												
14		誓約書	第 2 号様式	・事項の 2 つチェックが入っていること。 ・下記の右下に氏名が記入されていること。												
15		再エネ 100%電力メニューを契約していることがわかる書類等	コピー	再エネ電力導入による増額申請を行う場合 ・契約書の写し、検針票の写し、提供事業者の web ページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。契約者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせ可。 ①電気の供給先が、車両の自動車車検証の住所と一致していること → 一致していない場合、導入住所と車庫証明書もしくは保管場所通知書の保管場所位置が一致しており、使用の本拠の位置が車検証と一致していれば可 ②小売り電気事業者等と契約締結済であること（申込書など申込みの状態では申請不可） ※既に契約している電力メニューが本補助の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はない。												
16		太陽光発電システムの設置状況がわかる書類等	コピー	太陽光発電システム設置による増額申請を行う場合 ・出力対比表、太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）、国や都等発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定書（写し）、売電明細等、接続契約のご案内（写し）、系統連携協議依頼書の控え（写し）など。所有者名が一致しているなど、紐づけができれば複数の書類を組み合わせ可。 ① 発電出力は初度登録に合わせた出力があること <table><tr><td></td><td colspan="2">必須発電出力</td></tr><tr><td>初度登録年月日</td><td>EV・PHEV</td><td>FCV</td></tr><tr><td>初度登録日 R5 3/31 以前</td><td>3kw 以上（2.995Kw 以上）</td><td>-</td></tr><tr><td>初度登録日 R5 4/1 以降</td><td colspan="2">2kw 以上（1.995Kw 以上）</td></tr></table> ② 太陽光発電システム設置場所が、車両の自動車車検証の住所と一致していること。 → 一致していない場合、導入住所と車庫証明書もしくは保管場所通知書の保管場所位置が一致しており、使用の本拠の位置が車検証と一致していれば可 ③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議の IEC61215-1 PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていること。 ※手続きの手引きに詳細記載		必須発電出力		初度登録年月日	EV・PHEV	FCV	初度登録日 R5 3/31 以前	3kw 以上（2.995Kw 以上）	-	初度登録日 R5 4/1 以降	2kw 以上（1.995Kw 以上）	
	必須発電出力															
初度登録年月日	EV・PHEV	FCV														
初度登録日 R5 3/31 以前	3kw 以上（2.995Kw 以上）	-														
初度登録日 R5 4/1 以降	2kw 以上（1.995Kw 以上）															